

「公益信託認可等に関する運用について（公益信託認可等ガイドライン）」（素案）
に関する都道府県からの意見募集結果

【ガイドライン（素案）全体】

通し番号	御意見	御意見に対する内閣府の考え方
全体 1	<p>新規案件が発生した場合の認可に際し、第1章第4節にある、各都道府県と内閣府の運用について幅広く情報提供が行われることが必要ですが、公益法人制度同様に「公益信託制度についてのよくある質問」を設ける予定はありますか。予定されている場合、公開はいつ頃でしょうか。</p> <p>その他質問事項は次のとおりです。</p> <p>◆質問事項</p> <p>P. 148</p> <p>○3つ目1行目</p> <p>「変更の認可申請に対する処分をしようとする場合には、原則委員会へ諮問」について、想定される例外事項は何か。</p> <p>P. 149、P150 等</p> <p>各届出について、「遅滞なく」、あるいは「「遅滞なく」つまり、正当な又は合理的な理由による遅滞を除き速やかに届け出なければならない。」とあるが、正当又は合理的な理由のない場合の「遅滞」として、どの程度の期間と捉えることが適当か。</p>	<p>「公益信託制度についてのよくある質問」につきましては、来年以降、制度の利用を検討される方や都道府県からの質問等を踏まえ、必要性があるものについて、隨時、作成・公表することを検討してまいります。</p> <p>委員会への諮問の例外事項（「委員会が諮問を要しないものと認めたもの」（公益信託法第34条第1項ただし書））に関しては、新制度を運用する中で、例外事項とすべきものがあれば追加される</p>

	<p>P. 155 第7 公益信託の継続（公益信託法第24条）</p> <p>○1つ目 2行目 委託者が死亡している場合、受託者及び信託管理人の2者合意によって、公益目的信託の変更及び継続が可能か。</p> <p>P. 156 公益信託の終了事由 3点目 読替信託法第52条の概要の記載があるとわかりやすい。</p> <p>P. 156 清算の届出 3行目 公益信託の残余財産の帰属が定まらない場合の期限はあるか。</p> <p>P. 250 定期提出書類の確認 2行目「原則、信託管理人の承認を得て提出」について、想定される例外事項は何か。</p> <p>P. 251（二以上の公益信託を引き受ける受託者について） ○1つ目 3行目「行政庁間で当該書類は共有」について、システムで自動的に共有されるということか。 6行目「主担当の行政庁」はどのように定めるのか。</p> <p>P. 255 6行目 同一受託者への立入検査の調整について、三井住友信託銀行のように全県にまたがる多数の案件を受託している受託者への検査は、どのように整理されるのか。</p>	<p>ものであり、現在想定される例外事項はございません。</p> <p>どの程度の期間をもって「遅滞」があったとするかについては、個別の事例に即して判断する必要がありますが、正当又は合理的な理由なく当該手続き等に通常要する期間を超えて届出がないと判断できる場合には、遅滞があると判断し得ると考えられます。</p> <p>委託者死亡の場合（委託者が現に存しない場合）に関しては、公益信託法第24条第3項の規定により、受託者及び信託管理人の合意により公益信託の目的を変更することで、公益信託を継続することが可能です。</p>
--	---	--

	公益法人が受託者となる場合、認定法上の変更認定もしくは変更届出が必要か否か。	<p>読替信託法第 52 条の概要に関しては、御指摘を踏まえて概要を記載いたしました。</p> <p>どの程度の期間残余財産の帰属先が決まらなければ「残余財産の帰属が定まらない」(公益信託法第 27 条) とされるかについては、公益認定法第 30 条第 1 項で残余財産について「(公益認定取消し又は合併の日から) 1 月以内」とされていることも勘案すると、特段の事情のない限り 1 か月程度が目安と考えられます。</p> <p>定期提出書類について「原則」信託管理人の承認を得なければならないとしていることに関しては、事業計画書等については信託管理人の承認を</p>
--	--	--

		<p>受けなければならないとされている一方（公益信託規則第 44 条）、定期提出書類の中には当該承認の対象となっていない書類もあるためです。</p> <p>システム上の行政庁間での資料共有に関しては、「行政庁間で当該書類は共有」はシステム上の対応を予定しており、主担当の行政庁の定め方含め、詳細につきましては今後、都道府県と情報共有を行いつつ必要な検討を行い、御連絡いたします。</p> <p>行政庁間の情報共有、立入検査の調整等に関しては、今後、都道府県と情報共有を行いつつ、必要な検討を行っていく予定です。</p>
--	--	---

		<p>公益法人が受託者となる場合については、受託者として行う公益信託事務も、公益法人として行う事業であることから、通常の変更認定事項及び変更届出事項の考え方によることになります。公益目的事業として公益信託事務を行うことによって申請書記載事項が変更になる場合は変更認定申請が必要です。他方で、公益信託事務を行うことによって申請書記載事項が変わらない場合でも、公益認定等ガイドライン p. 123 に記載しているような変更の届出事項が発生した場合は、変更届出が必要です。公益目的事業の種類及び内容の軽微な変更も</p>
--	--	---

		なければ変更認定・変更届出ともに不要です。また、公益信託事務を収益事業等として新規に行う場合は、変更届出事項となります。
全体2	<p>ガイドライン案における軽量の定義や、今までの研究会の議論を拝見した上での意見であるが、公益信託を小さく生んで大きく育てるという発想は民間資金の活用を促すという点で主旨を理解できるが、その過程において生じる不祥事等への準備が十分に議論されていない点を問題提起したい。受託者が機能しなくなるような場合（不作為や債務超過等）において受益が供されるべき者への救済、信託財産の適切な管理等について整理され仕組み化されるべきと考える。そういう事前準備、仕組みの用意が無いと制度の広がりは見込めないと懸念する。</p>	<p>公益信託は、あくまで民間の自主的・自律的な公益活動についての制度です。御指摘のような懸念があることも踏まえ財産の分別管理を含めた経理的基礎及び技術的能力についてガイドラインにおいて明らかにしています。不十分な点等があれば、新制度の運用状況等を踏まえ、公益信託制度の適正な運営及び公益信託制度への信頼確保を図り、公益の増進及び活力ある社会の実現を図る観点から、検討してまいり</p>

		ます。
全体 3	ガイドライン案には受託者が満たすべき能力、果たすべき責務が詳細に記されているとは認識している。一方、今回の法改正によって、新公益信託の受託者として公益法人、NPO 法人等の新たな法人等が参加することが想定される。公益法人については、従前の公益事業と親和性が高いものの、公益信託の受託者となった場合、その運営を適切に行う追加的な仕組み作りや、新たな会計処理が発生することが想定されるため、ガイドラインに沿った適切な運営が行われることを期待したい。NPO 法人等に関しては公益事務の規模・内容に伴った仕組み作り、信託財産の管理、公益事務の実施、会計の処理等を適切に行うことを期待したい。また内閣府においては、それらが適切な運営を行うことを促すようガイドラインの補足等（通知・手引き等）を継続的に発信して頂きたい。	御提案も踏まえ、公益信託ガイドライン及び認定等ガイドラインの見直しや、内閣府としての情報発信について、検討してまいります。

【第 1 章～第 3 章】

通し番号	御意見	御意見に対する内閣府の考え方
第 1 章 1	(1) 4 ページ／第 1 章第 1 節第 3 3 つ目〇／「公益認定等ガイドラインの記述を参考することとし、本ガイドラインに詳細には記載しないものとする。」及び注釈 3 の内容についての意見になります。公益法人の際は、公益認定等ガイドラインが審査基準とされていたが、公益信託等ガイドラインでは、当該ガイドラインに加えて、公益認定等ガイドラインも審査基準になるのでしょうか。審査基準としては、一つにまとめた方が望ましいと考えます。また、公益法人の際には、ガイドラインや手引き等を統合したことを考えると、公益信託についても極力一つの参照先にまとめた方がよろしいのではないかでしょうか。	御提案をいただいた内容については、新制度の運用状況等を踏まえ、検討させていただきます。なお、公益信託ガイドラインにおいて公益認定等ガイドラインを参照している場合、「公益信託ガイドライン」を審査基準としたとき

		には、参照された箇所も公益信託ガイドラインの一部として審査基準になると考えています。
第3章 1	<p>「公益信託認可の審査の時期と信託の効力発生又は財産の信託譲渡等の時期が大きく乖離すると、審査に係る状況に変化が生じる可能性もあり、公益信託の認可審査における認可基準適合性の適切な確認及び判定が困難になるおそれがある。」「特別の理由がある場合を除き、認可から遅くとも3か月以内（財産の移転が完了する一般的な期間）に、信託の効力が発生し、実質的に意味のある形で公益事務が開始される必要があり、そのために必要な信託譲渡が行われる必要がある。」(P50)とされている。</p> <p>認可後に一定期間後に信託譲渡が行われていることを行政側が積極的に確認しにいくことは処理件数が増えてきた場合には困難である。そこで信託譲渡が行われたことが受託者自ら行政庁に連絡するルールを定めることを検討頂きたい。</p>	認可後、速やかに財産目録等を提出する際に添付する書類（公益信託規則第49条第1項第4号）について、信託財産の移転を証する書類を行政庁が必要と認める書類として追記します。
第3章 2	<p>分別管理・金融機関の口座設定について「金融機関等にて対応が可能でない場合、受託者名のみを表示した口座を開設することで差し支えない。」(P53)とされている。金融機関において受託者名のみを表示した口座開設をすることは信託財産の保護のために不適切な対応ではないかと懸念する。本件が国の施策の一つであることを鑑みると金融庁を通し、全金融機関が公益信託の口座開設の対応ができるよう要請して頂くことが望ましいと考える。また、ここでの金融機関の口座が証券口座も含まれる場合、それを個人名で開設した場合、『有価証券の社債、株式等の振替に関する法律第129条第3項第5号』に基づく信託財産としての保全が行われないのでないか。倒産乖離、信託財産保護を明確に明示しないと、受益者の利益の損失につながるとともに、不祥事等の温床になると懸念される。加えて、認可申請時において申請者は、金融機関の口座設定準備状</p>	全国銀行協会、日本証券業協会等の団体に公益信託受託者による口座開設への協力を依頼していますが、信託口座の開設については、金融機関の経営方針・営業方針に属する事項のため、全ての金融機関に強制することは難しいと理解しています。

	況について行政庁から説明を求められる可能性があり、行政庁は適宜、準備予定の金融機関と連携することを可能として頂きたい。	
--	---	--

【第4章～第6章】

通し番号	御意見	御意見に対する内閣府の考え方
第4章1	「委託者は、信託法の定めにより受託者及び信託管理人の選解任、信託の変更・分割・併合等に一定の権限を有するほか、信託行為の定めるところにより、公益信託の運営に関する権限を有している」(P103)とあるが、委託者・受託者・信託管理人の間で意見の相違が発生し、係争等に発展する事は想定し得る。このような場合、基本的に民民での調整が行われるべきと考えるが、その認識で良いか。	御理解のとおりとなります。
第4章2	「申請書には、公益信託の名称、受託者及び信託管理人の氏名及び住所（法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、公益事務を行う都道府県の区域、公益事務の種類及び内容、公益信託に係る信託行為の内容に関する事項を記載しなければならない」(P136)とあるが、これらの申請書・定期提出資料の個人情報の保護の対応がシステム的に行われる事をお願いしたい。不要な情報が開示されたり、その防止のために申請者、行政庁側に過度な事務負担がかかる事が無いようなシステム設計をお願いしたい。	公益法人制度におけるシステム上の情報開示同様、基本的には受託者から提出された書類がそのまま公表されることになりますので、公益法人制度同様、不要な個人情報が記載されないよう注意喚起を徹底していただく必要があります。その上で、受託者が不要な個人情報等が記載されたままの書類を

		行政庁に提出していた場合には、速やかに行政庁にその旨報告し、当該個人情報等が記載された箇所の差し替えを行うことになります。
第4章3	<p>ガイドラインP141</p> <p>ア 受託者及び信託管理人の氏名～について ニ以上の公益信託を引き受ける受託者が当該公益信託のうちの一の行政庁に提出した時は、～当該一の公益法人の行政庁はその提出を受けた当該書類を他の公益信託の行政庁に共有しなければならない。と記載がありますが、実務上はどのように共有する、されるものなのでしょうか。</p>	行政庁間におけるシステムを活用した共有を想定しています。
第4章4	P93において『公益信託における信託行為は「信託契約」または「遺言」の方法にて行うこととされている』とあるが、原則として信託契約ごとに公益信託認可を行うという解釈でよいか。(同一の委託者、受託者、信託管理人であっても、信託の目的が異なる等の理由により、複数の信託契約を行う場合、それぞれにおいて公益信託認可申請が必要ということになるのか。)	御理解のとおりとなります。
第5章1	内閣府令等へのパブコメでもマネーロンダリングへの懸念について一行政庁として意見し、その回答も拝見している。関係省庁との協議を継続するとの回答で、今回のガイドライン案でも海外への送金の有無及びそれに関連するリスクの軽減策の有無がチェックポイントとして記載され(P201)、委託者・受託者へのリスクへの喚起が行われていると認識している。一方、公益信託資金が海外送金等でテロ資金の供与に利用されるリスクと同等程度に、資金源が不明なものが公益信託として設定されるリスクに	来年以降、公益法人制度や公益信託制度におけるマネーロンダリング関係の実態や、政府全体におけるマネーロンダリング対策の検討の枠組み等を踏

	について懸念している。資金源を明示するなどの措置により、当該制度を悪用することに対する牽制がガイドラインに盛り込まれていると行政庁としては審査の際のチェックがやりやすくなるため、引き続き検討頂きたい。	まえて、検討させていただきます。
第5章2	各種会計ルールについて詳細に記載されているが、行政庁としてこの内容を正確に理解し、各公益信託の問合せに対応するのは体制的に困難と認識している。十分な理解がないまま対応すると都道府県毎の不統一も発生し、受託者等に不信感を持たれる可能性を懸念している。内閣府においてコールセンターの設置等、全国的な問合せ窓口の一本化を検討して頂きたい。	御意見も踏まえ検討させていただきます。
第5章3	P198の【個人の場合】オ 当該受託者の職業に関する事項において、受託者が個人である場合、職業を開示するとあるが、個人情報保護の観点から問題はないのか。また、職業が虚偽記載かどうかの判断はどのように行うのか。	受託者がどのような者で、どのような活動を行い、どのような経済基盤を有しているかについては、公益信託の透明性を確保する上で極めて重要である一方、受託者が個人である場合には、個人情報の保護にも留意する必要があります。公益信託規則第40条第1項第1号は、公益信託の透明性確保の必要性と個人情報保護の要請を勘案して、個人である受託者に関する重要な事項と

		<p>して「受託者の職業に関する事項」を定めています（同号木）。「職業に関する事項」の具体的な記載内容は、受託者の自己申告に委ねており、例えば、受託者が望まない場合に「勤務先」や職業の細かい分類を記載する必要はありません。</p> <p>また、公益信託法第21条第2項において「財産目録等」を公表する旨を明確に定めております。なお、個人情報保護法（平成15年法律第57号）も、各個別法令において保有個人情報の提供について規定がある場合に保有個人情報の提供を禁止しています（同法第69条第1項）。</p> <p>その上で、制度の内容（財産目録等が公表され</p>
--	--	--

		<p>る旨など) や制度趣旨の周知徹底を図り、個人情報保護の観点から不適切な取扱いが生じないようにすることが求められると考えています。</p> <p>「職業に関する事項」についての記載は受託者の自己申告となります。外部からの情報提供等により、これを疑うべき理由がある場合には、追加で確認等を行うことも考えられます。なお、備え置く書類に虚偽記載があれば罰則の対象となります(公益信託法 47 条第 2 号)。</p>
第 5 章 4	<p>P 201において、「力 海外への送金の有無及びそれに関連するリスクの軽減策の有無」について記載されているが、内閣府が特定したリスクのある活動（ア）～（ウ）に応じた対策がとられているかどうかは、書類からだけでは把握が不十分であると思われる。</p> <p>該当のおそれのある案件があった場合、各行政庁でどのように確認を行うことになるのか。</p>	<p>「海外への送金の有無及びそれに関連するリスクの軽減策の有無」(公益信託規則第 40 条第 1 項第 2 号へ) も含め、備置き書類に記載すべき事項につ</p>

		<p>いては、虚偽記載があれば罰則の対象となる（公益信託法第47条第2号）ものもあることを踏まえれば、受託者の記載を基に判断することが基本となるものと考えられますが、リスクのある活動（ア）～（ウ）に該当する事務を含む公益信託の申請においては、具体的な対応策を確認するとともに、必要に応じ、申請書（又は信託行為）に具体的な取組について記載を求めることも考えられます。さらに、適切な対応が執られていないと疑うに足る理由がある場合には事実確認を行い、必要に応じて立入検査や報告徴収を実施する等、適切な対応が執られているか確認することが考えられ</p>
--	--	--

		ます。
第6章 1	<p>一の受託者が複数の公益信託を受託する場合について、ガイドライン（案）第6章第1節第2（p250・p251）、同章第4節第3（p255）においては、行政庁が異なる場合には行政庁間で情報共有や連携を図ることとされています。</p> <p>このことについて、一の受託者が複数の行政庁から監督を受ける場合には、次のことが必要だと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）行政庁において、他の所管行政庁の把握や、情報連携を容易にできること （2）定期提出書類を確認する際の調整方法・考え方方が明らかにされていること <p>ガイドライン（案）p251では、二以上の公益信託を引き受ける受託者が、定期提出書類を一の公益信託の行政庁に提出した場合で、確認事項がある場合には主担当の行政庁から連絡を行うものとされていますが、ここでいう「主担当」とは、どのように判断されるものなのか、具体的な考え方を明示いただきたいです。</p> <p>また、定期提出書類の提出がない場合や、法令順守が徹底されていない公益信託について、複数の所管行政庁のうち、どの行政庁が確認・監督措置を行うのかの調整の方法・考え方についても明らかにしていただければと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> （3）立入検査の実施頻度・実施する行政庁の決定や立入検査の実施結果の共有等、他の行政庁等と調整するための方法・考え方方が明らかにされていること <p>ガイドライン（案）p254～255では点検調査について、「認可後、1～2年を目途に、遵守すべき事項についての注意喚起及び制度理解の醸成に努めることを目的として実施する。また、2回目以降の点検調査の在り方については、制度発足後の公益信託認可の状況及び1回目の立入検査の結果等を踏まえて検討する」と記載されていますが、各行政庁・公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関において、立入検査の周期等の考え方方が異なる場合も想定されるため、立入検査の実施頻度・実施する行政庁等の</p>	<p>（1）～（3）全てに関して、行政庁間の情報共有、立入検査の調整等については、今後、都道府県と情報共有を行いつつ、必要な検討を行っていく予定です。</p> <p>また、行政庁間の情報共有等については、POSSを利用する予定です。</p>

	<p>決定や立入検査の実施結果の共有等、他の行政庁等と調整するための方法・考え方を明らかにしていただきたいです。</p> <p>以上、1つの受託者に対し、複数の所管行政庁がいる場合における調整方法・考え方等を明らかにしていただくとともに、情報連携の円滑な実施に必要な環境を整備していただけますと幸いです。</p> <p><ガイドライン（案）抜粋></p> <p>○第6章第1節第2・p250</p> <p>「公益信託においては、一の受託者が複数の公益信託を受託することや、一の信託管理人が複数の公益信託の信託管理人となることも想定される。この場合、ある公益信託において問題が生じた場合には、当該受託者又は当該信託管理人が受託又は監督する他の公益信託についても、問題がある可能性がある。このため、行政庁が異なる場合を含め、適切に情報共有を行うことが求められる。」</p> <p>○p 251</p> <p>「二以上の公益信託を引き受ける受託者が、定期提出書類(受託者に係るものに限る。)を一の公益信託の行政庁に提出したときは、当該提出に係る書類をもって、他の公益信託の行政庁に提出すべき書類に代えることができるとされおり、行政庁間で当該書類は共有されることになる（公益信託規則第49条第3項で準用する第2条第5項）。上記の場合における定期提出書類の確認に当たっては、行政庁毎に異なる指摘が行われることがないよう、確認事項がある場合には、主担当の行政庁から連絡を行うものとする。」</p> <p>○同章第4節第3・p255</p>	
--	---	--

	「一の受託者が二以上の公益信託の受託者である場合には、受託者の負担を考慮し、毎年、立入検査を行うことはせず、必要に応じて行政庁間で連携を図り、前回の立入検査から概ね3年以上の間隔を空けて立入検査を行うようにするものとする。」	
第6章2	<p>「行政庁が異なる場合を含め、適切に情報共有を行うことが求められる」(P250)とある。複数の行政庁が同一の受託者の申請を受領する、監督・検査を行う場合に、行政間での情報共有が求められる、とされているが、情報共有の具体的な方法についてお示し頂きたい。内閣府令等に対するパブコメで意見させて頂いたが、今回のガイドライン案でより細かく情報共有の必要性について記載されているが、その手続きについて各行政庁に説明頂きたい。「行政庁間で当該書類は共有されることになる。」(P251)</p> <p>「一の受託者が二以上の公益信託の受託者である場合には、受託者の負担を考慮し、毎年、立入検査を行うことはせず、必要に応じて行政庁間で連携を図り」(P255)についても同様。またこのような情報共有について、法令上の問題はないか（個人情報保護関連法令等に抵触しないのか等）も教授頂きたい。</p>	<p>行政庁間の情報共有、立入検査の調整等については、今後、都道府県と情報共有を行いつつ、必要な検討を行っていく予定です。</p> <p>また、行政庁間の情報共有等については、POSSを利用する予定です。</p> <p>個人情報保護法令との関係につきましても、整理の上、御連絡いたします。</p>
第6章3	「受託者における財務状況の急激な悪化や、受託者や信託管理人における重大な法令違反等についても適切に把握することが求められる。」(P248)とされているが、「適切に把握する」とは、定期提出書類等や点検調査、外部からの情報提供等から確認できる範囲で対応するという理解でよいか。公益法人のようにメディアに取り上げられやすい法人格であれば一定程度情報把握が可能であるが、多様な受託者・信託管理人の情報把握は行政庁として容易では無いことを理解頂きたい。	御理解のとおり、定期提出書類等や点検調査、マスメディアの報道、外部からの情報提供等により把握することを想定しています。
第6章4	「全ての公益信託を対象に、認可後、1～2年を目途に、遵守すべき事項についての注意喚起及び制度理解の醸成に努めることを目的として実施する。」(P255)としているが、認可後の公益信託で複数の公益信託を受託する受託者（特に特定資産公益信託の	行政庁間の情報共有、立入検査の調整等については、今後、都道府県と情報

	受託が想定される信託銀行)への立入検査について行政庁全体ではどのように役割分担、スケジュールをしていくか。各行政庁が各受託者と個別に調整するのは非効率と感じるため、行政庁全体での調整が必要であると思料する。	共有を行いつつ、必要な検討を行っていく予定です。 また、行政庁間の情報共有等については、POSS を利用する予定です。
第6章5	ガイドラインP250 (複数の公益信託の受託者等である場合)について 一の受託者や一の信託管理人が複数の公益信託管理人となる場合、ある公益信託において問題が生じた場合には、他の公益信託についても問題がある可能性があるため、行政庁が異なる場合を含め適切に情報共有を行うことが求められる。と記載がありますが、実務上はどのように共有する、されるものなのでしょうか。	行政庁間の情報共有、立入検査の調整等については、今後、都道府県と情報共有を行いつつ、必要な検討を行っていく予定です。 また、行政庁間の情報共有等については、POSS を利用する予定です。
第6章6	ガイドラインP255 一の受託者が二以上の公益信託の受託者である場合には、毎年、立入検査を行うようなことはせず、必要に応じて行政庁間で連携を図り、前回の立入検査から概ね3年以上の間隔を空けて立入検査を行うようにする。との記載がありますが、実務上はどのように連携を図るのでしょうか。	行政庁間の情報共有、立入検査の調整等については、今後、都道府県と情報共有を行いつつ、必要な検討を行っていく予定です。 また、行政庁間の情報共有等については、POSS を利用する予定です。
第6章7	(2)248ページ／第6章第1節第2～7つ目の〇／情報提供があった場合には、公益認定等ガイドライン第6章第5節に準じてとあるが、外部情報の活用は極めて重要と考	第6章については、新制度の運用状況等を踏まえ

	えられるため、「準じて」ではなく、記載した方が望ましいのではないでしょうか。	て追加等を検討すべき課題は多いと考えており、そうした課題の一つとして、御提案についても検討してまいります。
第6章8	(3) 249ページ／第6章第1節第2 11つ目の〇／「報告徴収・立入検査の対象は受託者であって、信託管理人は対象外」と記載がある。一方で、「信託管理人が法令に定められた義務を果たしておらず、受託者を監督する能力を有していないと判断される時には、監督処分等を行うことがあり得る。」とあるがこの監督処分の対象は、受託者であって、信託管理人ではないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおり、監督処分等の名宛人は、法令上受託者となっていることから、信託管理人の監督能力の欠如についても、形式的には、受託者が監督処分等の名宛人となります。(実質的には、監督処分等の対象は「公益信託」そのものであると言え、信託管理人が監督能力を欠くと判断される場合には、最終的に公益信託認可が取り消されることがあり得ます。)
第6章9	(4) 250ページ／第6章第1節 (複数の公益信託の受託者等である場合)／1 信託銀行については、複数の公益信託の受託者等である可能性が高いため、内閣府が中心となって監督官庁の連携を含めて調整する旨記載していただきたいです。 2 行政庁が異なる場合を含め、適切に情報共有を行う事が求められると記載があり	信託銀行が受託者となる場合も含め、行政庁間の情報共有、立入検査の調整等については、今後、都道

	<p>ますが、全ての行政庁の公益信託の受託者を把握していないと、情報共有が難しいと考えられます。たしかに、行政庁に提出があれば、情報公開となり、その情報を得られるとは思いますが、確認する事務量を踏まえると、内閣府による概況調査等により受託先を把握の上、行政庁に提供していただきたいです。</p>	<p>府県と情報共有を行いつつ、必要な検討を行っていく予定です。</p>
第6章 10	<p>(5) 255 ページ／2 点検調査結果の処理／個別の信託の監督する部分を除き、一つの行政庁は問題ありとし、他方は問題がないとならないように一定のマニュアルが必要だと思います。特に複数の公益信託の受託者の監督はより明確な事務運営が必要であるため、内閣府におけるマニュアルを統一的な見解とするなど、公益法人とは異なる対応が必要であると考えます。</p>	<p>御指摘も踏まえ、公益信託制度の運用については、内閣府として、都道府県との情報共有に努めるとともに、情報発信を積極的に行っていく予定です。</p> <p>行政庁間の情報共有、立入検査の調整等については、今後、都道府県と情報共有を行いつつ、必要な検討を行っていく予定です。</p> <p>また、行政庁間の情報共有等については、POSS を利用する予定です。</p>
第6章 11	<p>○第6章 251 頁 上から1行目の○二段落目</p> <p>「上記の場合における定期提出書類の確認に当たっては、行政庁毎に異なる指摘が行われることがないよう、確認事項がある場合には、主担当の行政庁から連絡を行うものとする。」とあるが、主担当の行政庁をどのようにして決定するのかご教示いただきたい。また、主担当の行政庁からの連絡について、システム上で円滑に連絡できる</p>	<p>行政庁間の情報共有、立入検査の調整等については、今後、都道府県と情報共有を行いつつ、必要な検討を行っていく予定です。</p>

	よう に ご 対 応 を お 願 い し た い。	ま た 、 行 政 庁 間 の 情 報 共 有 等 に つ い て は 、 POSS を 利 用 す る 予 定 で す 。
第 6 章 12	○ 第 6 章 254 頁 下 か ら 1 行 目 の ○ 公 益 信 託 の 受 託 者 が 公 益 法 人 で ある 場 合 の 点 檢 調 査 の 実 施 方 針 に つ い て 、 公 益 法 人 か ら の 問 合 せ が 想 定 さ れ る こ と か ら 、 方 針 が 決 ま っ て い る よ う で あ れ ば 記 載 を お 願 い し た い 。 (例 : 公 益 法 人 の 点 檢 調 査 と 同 時 に 実 施 す る こ と を 基 本 と す る 等)	現 時 点 お い て 、 文 書 化 可 能 な 方 針 は ご ざ い ま せ ん 。 公 益 信 託 に 係 る 点 檢 調 査 の 在 り 方 に つ い て は 、 御 指 摘 も 踏 ま え 、 今 後 、 検 討 し て い く 予 定 で す 。
第 6 章 13	P 251 の 一 つ 目 の ○ お い て 、 『 二 以 上 の 公 益 信 託 を 引 き 受 け る 受 託 者 が 定 期 提 出 書 類 を 一 の 公 益 信 託 の 行 政 庁 に 提 出 し た と き は 、 当 該 提 出 に 係 る 書 類 を も っ て 、 他 の 公 益 信 託 の 行 政 庁 に 提 出 す べ き 書 類 と 代 え る こ と が 可 て い と さ れ て お り 、 行 政 庁 間 で 当 該 書 類 は 共 有 さ れ る こ と と な る 』 と あ る が 、 ど の よ う に 共 有 す る こ と を 想 定 し て い か 。 (P O S S シ ス テ ム の 活 用 等 に よ り 他 行 政 庁 へ 共 有 を 行 う な ん)	行 政 庁 間 の 情 報 共 有 、 立 入 檢 査 の 調 整 等 に つ い て は 、 今 後 、 都 道 府 県 と 情 報 共 有 を 行 い つ つ 、 必 要 な 検 討 を 行 って い く 予 定 で す 。 ま た 、 行 政 庁 間 の 情 報 共 有 等 に つ い て は 、 POSS を 利 用 す る 予 定 で す 。
第 6 章 14	P 251 の 一 つ 目 の ○ お い て 、 『 二 以 上 の 公 益 信 託 を 引 き 受 け る 受 託 者 が 定 期 提 出 書 類 を 一 の 公 益 信 託 の 行 政 庁 に 提 出 し た と き は 、 当 該 提 出 に 係 る 書 類 を も っ て 、 他 の 公 益 信 託 の 行 政 庁 に 提 出 す べ き 書 類 と 代 え る こ と が 可 て い と さ れ て お り 、 行 政 庁 間 で 当 該 書 類 は 共 有 さ れ る こ と と な る 』 『 上 記 の 場 合 に お け る 定 期 提 出 書 類 の 確 認 に 当 た っ て は 、 行 政 庁 每 に 異 なる 指 摘 が 行 わ れ る こ と が ない よ う 、 確 認 事 項 が あ る 場 合 に は 主 担 当 の 行 政 庁 か ら 連 絡 を 行 う も の 』	行 政 庁 間 の 情 報 共 有 、 立 入 檢 査 の 調 整 等 に つ い て は 、 今 後 、 都 道 府 県 と 情 報 共 有 を 行 い つ つ 、 必 要 な 検 討 を 行 って い く 予 定 で す 。 ま た 、 行 政 庁 間 の 情 報 共 有

	<p>とする』</p> <p>とあるが、この主担当の行政庁とは、法人から書類が提出された行政庁か、それとも 公益信託の規模等により受託者ごとに決められているのか。</p>	等については、POSS を利用する予定です。
第6章 15	<p>P 255 の 6 行目において、「一の受託者が二以上の公益信託の受託者である場合、受託者の負担を考慮し、必要に応じて行政庁間で連携を図り」とあるが、行政庁間での連携の取り方についてはどのような方法を考えているか。</p> <p>また、立入検査の結果等については各行政庁間で共有が行われることになるのかご教示いただきたい。</p>	<p>行政庁間の情報共有、立入検査の調整等については、今後、都道府県と情報共有を行いつつ、必要な検討を行っていく予定です。</p> <p>また、行政庁間の情報共有等については、POSS を利用する予定です。</p>
第6章 16	P 255 において立入検査の周期について記載されているが、立入検査の周期は公益法人の検査周期と合わせないのか。	公益信託に係る立入検査の在り方については、実績がありませんので、1回目の点検調査の実施状況を踏まえ、検討していく予定です。
第7章 1	<p>(6) 263 ページ／第7章 第2節 第5 3つ目の〇／「移行認可処分を行う日付については、1年を下回る範囲で受託者の要請に応じるもの」とは、N+1 年 4月 1 日に移行認可を希望している公益信託の受託者が、N 年 8 月に移行認可申請手続をした場合、N+1 年 4 月 1 日から移行認可後の新公益信託が適用されるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>2 上記 1 が見込みのとおりであるならば、例えば、受託者が令和 9 年 8 月に、令和 10</p>	<p>1について、御理解のとおりです。</p> <p>2について、旧公益信託が移行期間内に移行認可の申請をした場合で移行期間内に当該申請に対する</p>

	<p>年4月1日付けでの移行認可を希望（申請）した場合、経過措置上では移行期間満了日は令和10年3月31日であるので、令和10年4月1日からの移行認可は認められないということなのでしょうか。それとも申請に基づく認可は令和9年8月時点で行っているので、令和10年4月1日からの移行認可は認められるのでしょうか。</p> <p>（補足）受託者が、4月1日からの信託の事業開始を希望する場合、令和10年4月1日付けの移行認可が可能かどうか確認したいです。</p>	<p>る処分がされていないときにおける移行期間は、施行日からその処分がされる日までの間とするとされている（公益信託法附則第4条第2項）ため、令和10年4月1日からの移行認可は認められることになります。</p>
--	--	--